

米国初期の憲法判例

「はじめに」

米国の憲法には、わが国憲法八一条に相当する裁判所の憲法判断権が規定されておらず、連邦最高裁判所の判例を通じてそれが形成されてきたことはよく知られている。そして、それを確立したのがジョン・マーシャル第四代連邦最高裁判所長官の主導によるマーベリ対マディソン事件判決である事もよく知られている。しかし、そのために、そのマーベリ対マディソン事件判決が最初の憲法判例であるかのように誤解されていることが多い。本稿は、そうした誤解を払拭すべく、ジョン・ジエイ

米国初期の憲法判例（甲斐）

甲 斐 素 直

初代長官やオリバー・エルスワース第三代長官の時代にすでに裁判所による憲法判断は行われていたことを紹介することを意図したものである。また、裁判所による憲法判断権は、決して判例だけに依拠したものでは無く、憲法その他の成文法も若干ではあるが存在していた。そうした総合的情況も、本稿では併せて紹介したい。

一 米合衆国憲法の最初期

米国憲法判例を理解するには米合衆国憲法の条文の意味を正確に理解する必要がある。そのためには、それが制定された経緯を知る必要がある。そこで、以下に簡単

に合衆国憲法制定の歴史を紹介する。

北米大陸にあった一三の英国植民地は、一七七六年に大陸会議 (Continental Congress) を開いて英国からの独立を宣言した。それに引き続き、大陸会議は一六ヶ月に及ぶ討論の末、一七七七年一月一五日に連合規約 (Articles of Confederation and Perpetual Union) を採択した。連合規約は、各邦間の^①連合を緩やかなものとし、権限が非常に限られた連合政府を樹立した。防衛、国家財政、通商といった極めて基幹的な問題に関しては、連合政府は各邦議会の意向に従わなければならないとされていた。この規約は、一七八一年三月一日にすべての邦の承認を得て発効した。^②これがアメリカ最初の連邦憲法といわれる。

しかし、この規約にはいくつかの致命的欠陥があった。第一に、連合規約には、行政府による法の執行や、連合の裁判制度による法の解釈に関する規定がなかった。議会が連合政府の唯一の機関だった。第二に、議会には、各邦の意に反した行動を強制する権限はなかった。議会は、建て前では、戦争を宣言し、軍隊を召集することができたが、各邦に対して割り当てられた人数の兵士の動

員や、そのための兵器・設備の提供を強制することはできなかった。第三に、当時、邦境を巡って未解決の紛争が多数あり、そのように各邦間で紛争が発生した場合、議会は、調停役および裁判官の役割を果たしたが、邦に議会の決定を受け入れるよう義務付ける権限はなかった。

しかし、それらの欠陥よりさらに大きな問題だったのが、連合政府は租税高権を持たず、その財政は各州の分担金で賄うこととされていたことである。独立戦争下において、各邦も厳しい財政状況にあったため、分担金に約束通りに支払われることはほとんどなかったが、連合は、財政経費の分担に応じない邦を罰する権限を持たなかった。このため、連合はきわめて厳しい財政赤字に見舞われ、ワシントン指揮下の兵士に給料を払うことさえ満足にできず、独立戦争のさなかに、軍が反乱を起したことさえあった。^③

そこで、独立戦争に勝利すると、よりしつかりした連邦憲法を作ろうという気運が高まり、一七八七年五月二五日にフィラデルフィアで憲法制定会議が開催され、互いの譲歩の中で新憲法の起草が行われた。しかし、この時も、各州の批准は大変難航した。その後の合衆国憲

法の歴史にもっとも大きな影響を与えたのが、マサチューセッツ州の批准であった。マサチューセッツ州は、宗教・言論・報道・集会の自由、陪審による審理を受ける権利、不当な捜索や逮捕の禁止などに関し、計一〇項目について連邦の立法権を制限するという修正条項を追加する、という条件付きで憲法を採択したのである。多くの州がこれに追随した。そしてこの一〇項目の修正条項は一七九一年に第一修正から第一〇修正として合衆国憲法に追加された。その後の歴史の変遷の中で、この規定は個人の基本的人権の保障規定として重視されるようになり、今日では「権利章典 (Bill of Rights)」と呼ばれるに到っている。

合衆国憲法は、その発効に全一三州ではなく、九州の批准があれば足りるとされていた⁽⁴⁾ので、一七八八年六月二一日にニューハンプシャー州が批准した時点で成立した⁽⁵⁾。

ニューヨーク州の批准はその後になされたが、合衆国憲法に別の意味での重要な影響を与えた。すなわち、ニューヨーク州では合衆国憲法の批准に反対する者が非常に多かったので、憲法起草者のうち、ハミルトン

(Alexander Hamilton)、マディソン (James Madison)、ジェイ (John Jay) の三人が協力し、憲法の解釈に関する一連の優れた論文を新聞紙上に発表したのである。そのおかげで、合衆国憲法は同州でも小差ではあるが、可決・採択された。この論文が、その後まとめられて、『ザ・フェデラリスト』と題される論文集となった。今日、『ザ・フェデラリスト』は、合衆国憲法制定当時の考え方を伝える最も重要な文書として、米国の憲法判決でもたびたび引用されている⁽⁶⁾。

(一) 一七八九年司法権法

1 司法権法を取り巻く情況

憲法そのものは、こうして難産の末成立したが、妥協に妥協を重ねて制定されたため、その条文には不明確な点が多く、その実質的補完は、第一回連邦議会における立法作業に委ねられることになった。

そうした立法の中でも、合衆国憲法三条一節 (連邦裁判所) 「合衆国の司法権は最高裁判所と連邦議会が随時制定設置する下級裁判所に属する。」を受けて、一七八九年九月二四日に成立した連邦司法権法 (The United

States Judiciary Act of 1789 (ch. 20, 1 Stat. 73)⁽⁷⁾ は、その後の連邦における司法活動の骨格を作り出したものできわめて重要である。

そもそも合衆国憲法が成立するまでは、司法機関は各州のものしかなかった。そのため、連邦司法制度を作り出すことの是非は、憲法の批准論議中で、すでに激しい議論の対象となっていた。反連邦主義者達は、司法権を連邦による専制政治の潜在的な道具と、公然と非難していたのである。このため、憲法を批准した後においても、強力な司法に反対する派は、連邦裁判所は、最高裁判所以外には、地域的な海事裁判 (local admiralty judges) に限定するよう主張した。議会は、しかし、この反対を押し切って司法権法を制定することにより、連邦裁判所制度を確立し、連邦の各州内における国内法執行のための、より広範な管轄権を確保したのである。

司法権法は、憲法修正一条から修正一〇条までの、今日権利章典として知られるようになった条項と表裏の関係にある。なぜなら、これらの一〇条のうち五箇条までが主に司法手続で対応するべき問題だからである。⁽⁸⁾

司法権法と、権利章典の成立に、中心的な役割を果た

したのがエルスワース (Oliver Ellsworth) である。彼は、独立戦争前においては弁護士として活動していた人物で、合衆国憲法の草稿作成において重要な役割を担い、合衆国憲法に署名はしなかったものの、貢献が大きく、合衆国建国の父の一人に数えられている。

憲法成立後はコネチカット州選出の初代の上院議員として活躍した。エルスワースの提出にかかる司法権法として活躍した。エルスワースの提出にかかる司法権法は、上院における第一号議案であった。司法権法が上院で可決されると、エルスワースは権利章典の上院における承認を推進した。これは、下院においては、『ザ・フェデラリスト』の執筆者の一人であるマディソンが推進していた。他方、マディソンは下院で司法権法を提案した。このことから、司法権法と権利章典が、提案者達の頭の中で一対のものと考えられていたことが判る。司法審査権を確立することで連邦政府の権限を確保し、他方、権利章典によって、連邦政府が州と市民の権利を侵害することを防止することを保障したのである。

2 法律の内容

同法は、最高裁判事の数を六人とした。長官一名及び五人の陪席判事である。

同法制定当時は、まだ合衆国憲法を一一州しか批准していなかったが、同法はそれを一二の司法区 (judicial district) に分けた。即ち、原則として各州がそれぞれ一司法区とされたが、例外としてバージニア州とマサチューセッツ州はそれぞれ二司法区に分けられた。⁹⁾

各地区には高等裁判所 (circuit court)¹⁰⁾ と地方裁判所 (district court) が設けられた¹¹⁾。高等裁判所は、常設ではなく、その司法区の地方裁判所判事一名と最高裁判所判事二名で構成された。つまり、最高裁判事は、最高裁判事としての業務の他に、担当する高等裁判所を巡回 (circuit) する義務を負っていたのである。高等裁判所の権限は、刑事事件では重罪、民事訴訟では訴額が五〇〇ドル以上の訴訟及び州が当事者となる訴訟である。それに加え、地方裁判所からの上訴審であった。

地方裁判所は、判事一名で構成され、海事事件、軽犯罪及び一〇〇ドル以上の民事事件を管轄した。

裁判においては、自ら訴訟を行っても良いし、代理人を立てても良いとされた。

その後の歴史の中で、特に重要な役割を担ったのが、同法第二五条である。州の最高裁判所がアメリカ合衆国

憲法と矛盾する法を支持する判決を下した場合に、連邦最高裁判所にこれを拒否する権限を与えたのである。また、州の最高裁判所で認められたあらゆる州や地方の法律の合憲性に関しては、連邦最高裁判所に上訴することができ、連邦最高裁判所が必要と認めれば、違憲だとしてそれを否定できる権限が与えられた。この規定は、連邦政府に州政府に対する当時における唯一の実質的優越権を与えた。同条は、エルスワースが、わざと大変入り組んだ表現をとったため、審議当時、その精確な内容を誰も理解せず、看過されたため成立した、といわれる。¹²⁾

二 ジェイ・コート

一七八九年九月二四日にワシントン大統領は司法権法に署名した。同日付で第一代連邦最高裁判所長官に、『ザ・フェデラリスト』の執筆者の一人であり、その時点で外務大臣 (Secretary of Foreign Affairs) であったジェイ (John Jay) を任命した。

ワシントンは、同時にブレア (John Blair ≡ 合衆国憲法署名者)、クッシング (William Cushing ≡ マサチューセッツ州憲法批准会議副議長)、ウィルソン (James

Wilson Ⅱ 独立宣言署名者)、アイアデル (James Iredell Ⅱ ノースカロライナにおける連邦主義の指導者) 及びラトリッジ (John Rutledge Ⅱ 合衆国憲法署名者) を陪席判事に選んだ。これら五人も建国の父ないしそれに準じる活躍をした人物である。

連邦最高裁判所判事の任命には、合衆国憲法二条二節二項により、上院の助言と承認 (Advice and Consent) を必要とするが、¹³⁾ ジェイ・コートの六人の場合、九月二六日には早くも承認が得られた。

こうして活動を開始した連邦最高裁判所であるが、連邦地裁等も同時に開設されたため、上告される事件は少なく、この結果、ジェイ・コートの活動はもっぱら様々な規則や手続きを定めることに費やされた。ジェイの六年近い任期中に下された連邦最高裁判決は、わずか四件だった。その四件の判決のうち、合衆国憲法に關連する判決は、一七九一年に判決が下されたウェスト対バーンス事件 (West v. Barnes, 2 U.S. 401 (1791)) や、一七九三年に判決が下されたチザム対ジョージア州事件 (Chisholm v. Georgia, 2 U.S. (2 Dall.) 419 (1793)) である。以下、順次、紹介したい。

(一) ウェスト対バーンス事件

West v. Barnes 事件¹⁴⁾は合衆国連邦最高裁判所が下した最初の事件であり、口頭弁論が開かれた最初期の事例であり、そして顕在化はしなかったが、違憲立法審査権の行使が問題となった最初の事件である。すなわち、この事件では、紙幣を債務の履行に使用することを認めるロードアイランド州法の合憲性及び一七八九年司法権法の定める上訴期間の制限規定の合憲性が問題になったのである。しかし、結論的に言うならば、裁判所は司法審査権を行使しなかったのである。立法府への敬讓からといわれているがはつきりしない。

1 判決の背景

ウェスト (William West) はロードアイランド州在住の農民兼宿屋の主人であり、独立戦争時には民兵団の將軍であった。ウェストは、一七六三年に、糖蜜酒 (molasses) 取引に失敗し、プロビデンス町のジェンクス家 (Jenckes family) から、五〇〇エイカー¹⁵⁾の農場を担保に融資を受けた。ウェストは、二〇年間にわたり融資に対する支払いを行い、一七八五年に残額を支払うために、彼の資産の一部を宝クジ方式で販売する許可を州

に求めた。独立戦争中の彼の功績を評価し、州は彼に許可を与えた。しかし、この時期に、ロード・アイランド州は自らの財政問題を解決するために、紙幣を発行していた。この結果、その宝籓収益のほとんどは金貨や銀貨ではなく紙幣で支払われた。

ウエストはそれによりジェンクス家に対して融資を返済するのに十分な資金を得たので、紙幣で支払おうとしたが、ジェンクス側では、その受け取りを拒絶した。ロード・アイランド州議会は、紙幣での取引に対する抵抗を予測し、一七八六年五月、債務者は州裁判所に債務金額を支払うことで債務を履行できるとする法律を制定した。同法によれば、債務者が債務金額を裁判所に支払ったと判断された場合、裁判所は債権者に対し、支払いを受け取るために一〇日以内に出頭するように命じることができ、債権者が一〇日以内に出頭しなかった場合には、裁判官には、債務は履行されたという証明書を発行する権限が与えられていた。

そこで、ウエストは一七八九年九月一六日に債務の全額を裁判所に支払ったが、ジェンクス側は出頭しなかった。

バーンズ (David Leonard Barnes) は、マサチューセッツ州在住の著名な弁護士であり、後に連邦判事になった人物であるが、その妻はジェンクス家の相続人であったところから、訴訟を担当した。バーンズは、債務の履行には金貨ないし銀貨による支払いが必要であり、紙幣を拒否できると主張して連邦裁判所に訴訟を提起した。異なる州の市民間の訴訟の管轄権は連邦裁判所にあるからである。

ウエストは本人訴訟で奮闘したが、連邦高裁で負けたため、連邦最高裁判所に上告した。ウエストは、自らはフィラデルフィアに旅することができなかったため、代理人にペンシルベニア州検事総長であるブラッドフォード (William Bradford, Jr.) を選任した。

このような事件の流れからすれば、当然、この裁判における主要争点は、ロード・アイランド州法の合憲性になるはずであった。ところが、実際にはバーンズの巧みな法廷戦術により、その点が顕在化すること無く終わったのである。すなわち、バーンズは上告手続きの瑕疵に狙いを絞って攻撃したのである。

一七八九年司法権法によれば、高裁判決から一〇日以

内に上告する必要があった。そこで、ウエストは、フィラデルフィアの連邦最高裁判所書記官であるタッカー (John Tucker) に裁判記録その他の書類を送付すると共に、そのコピーを自分の代理人であるブラッドフォードにも送付した。

タッカーに送られた原本がどうなったのか、すなわちタッカーがそれを遅れて受け取ったのか、あるいはどこかに紛れ込ませて失ったのかは不明である。とにかく、ウエストの上告が正式に受理簿に記載される以前に、一〇日間が経過していた。

連邦最高裁判所は一七九一年八月二日にウエスト対バーンズ事件の口頭弁論を開催した。裁判所は、債務履行があつたか否かでは無く、手続き上の瑕疵の問題に対処することを余儀なくされた。五裁判官 (ラトリッジは出席していなかった) の全会一致によって、上告は期間徒過により無効であると決定された。立法府は、ロード・アイランド州プロビデンスからフィラデルフィアまでの距離を考慮せずに、わずか一〇日の上告期間を設定した点に問題があつたのである。しかし、裁判所はその点を違憲とはしなかった。

悪いことに、ウエストが紙幣を裁判所に供託したわずか三日後に、ロード・アイランド州は、問題の法律を停止していた。その結果、ウエストは、バーンズとの紛争とは別に、州から資金を回収する訴訟を提起せざるを得なくなった。

一七九二年、バーンズはウエストとその家族を農場から立ち退かせようとしたが、地方保安官は、その要求に応じようとはしなかった。そこで、バーンズは改めて、ウエストに対して立ち退き訴訟を提起しなければならなかった。

一七九三年六月に、裁判所は、ウエスト敗訴の判決を下し、農場がバーンズの所有に属する事を認めた。さらに一七九四年に、陪審員は、ウエストがバーンズに対して損害賠償九〇ドル、最高裁への抗告訴訟費用の五九ドル九〇セントの支払い義務を負っていることを認めた。

(二) チザム対ジョージア州事件¹⁷⁾

1 判決の背景

この事件では、合衆国憲法第三条第二節の解釈が問題となった。この当時における第二節は次のように定めて

いた。

「合衆国の司法権はつぎの諸事件に及ぶ。この憲法、合衆国の法律および合衆国の権限にもとづき締結された、または将来締結される条約のもとで発生するコモン・ロー上およびエクイティ上のすべての事件。大使その他の外交使節および領事にかかわるすべての事件。海事法および海事裁判権に関するすべての事件。合衆国が当事者の一方である争訟。二以上の州の間の争訟¹⁸。州と他州の市民との間の争訟。異なる州の市民間の争訟。同じ州の市民間の争訟であつて、異なる州から付与された土地の権利を主張する争訟。一州またはその市民と外国またはその市民もしくは臣民との間の争訟。」

一七九二年、サウスカロライナ州で、フアークア (Robert Farquhar) の資産の遺言執行人チザム (Alexander Chisholm) は、アメリカ独立戦争の間にフアークアがジョージア州に供給した物資の補償を求めて、ジョージア州を最高裁判所に訴えた。被告のジョージア州は、州の「主権」を理由として、同意しない自州に対する訴訟のために法廷に出頭する必要は無いと主張

し、出廷を拒んだ。

2 判決の内容

最高裁判所は四対一の裁決で、原告有利の判決を下した(反対したのはアイアデル判事である)。

この判決で、ジェイは三つの論点をあげている。

第一にジョージアはいかなる意味で、主権国家か。

第二に、訴訟対象性 (Suiability)¹⁹ はその様な主権とは相容れないのか。

第三に、憲法はジョージア州に訴訟を拒む権限を認めているか。

第一の点については、合衆国憲法前文が「われら合衆国の人民は：この憲法を制定し、確定する。」と述べていることなどを引用して、ジェイは言う。

「我々は人民が全国の主権者として行動しており、憲法が作り出した主権という語は、州政府を拘束し、州憲法はこれに適合しなければならぬというものが制定者の意思であつたことを示している。」

合衆国は、主権を持った州の連合体なのか、それとも合衆国人民が主権を有するのか、という問題は、後には南北戦争を引き起こすに到る合衆国憲法解釈上最大の論

点である。ジョージア州は、前者の解釈を正しいと考えたのだが、それに対し、『ザ・フェデラリスト』の一人、ジェイは明確に合衆国こそが主権の主体であると述べたのである。各州の主権は、いわばその残余であるに過ぎないのである。

欧州においては、王は悪をなせず (King can do no wrong) といわれ、絶対王政の下においては王とは国家であるから、そこから国家無答責の原則が貫かれた。わが国においても、現在も天皇無答責が言われるが、それはこの伝統の下にある。ジェイは、欧州において王に属する主権は、米国では人民に帰属すると説く。

「欧州の王は個人的に権力、尊厳、そして優越性を有している。それに対し、我々の統治担当者はそのいずれも持たず、単に職務としてその地位にあるに過ぎない。ないしはそうでなければ主権に関与せず、一般私人以上の何らの資格も有していない。」

このように論じて、州が訴訟対象性を有するとした。第二の訴訟対象性と州主権の整合性については、合衆国憲法が州と州との訴訟を予定していることを指摘する²⁰。それは結局、ある州の人民と他の州の人民の間の訴訟で

ある。したがって訴訟対象性と州主権は整合性がある。

「司法権のこのような拡張は、争訟を解決することであるため、適切である。したがって、基本的にそれは許される。州が原告である争訟だけではなく、被告となる場合も解決されるべきであるので政治的に賢明である。両方の場合がそれ故に司法救済の合理的な範囲であり、明白、平明、かつ文言通りの解釈は禁止されるべきではない。」

こうして、ジェイは合衆国憲法三条二節が、連邦裁判所には個人と州の間の論争を審問する肯定的権限があると認めた。

3 判決のその後

このように、連邦最高裁判所は、他州の市民の訴えを州は受け入れることを求めたのであるが、ジョージア州はこれを拒否した。連邦最高裁判所の判決が公然と州によって無視されるという事件は、この後においても繰り返されるのであるが、本事件は、最初の憲法判断であったと同時に、州に受け入れを拒否された最初の事件ともなった。

これにならって他の州も同様の権利を求めた。結局、

連邦議会は、一七九四年三月五日、第一修正を可決した。一七九五年一月二三日にデラウェア州の批准によって修正条項は成立した⁽²¹⁾。

第一修正は次のような規定である。

「合衆国の司法権は、合衆国の一州に対して、他州の市民または外国の市民もしくは臣民が提起したコモン・ロー上またはエクイティ上のいかなる訴訟にも及ぶものと解釈されてはならない。」

すなわち、これによりある州または外国の市民が他の州を訴える場合の連邦司法権を、明文により排除したものである。

(三) ジェイ条約

ジェイは、最高裁判所長官として在任中に、ワシントンによりロンドンに特使として派遣された。すなわち、一七八九年に勃発したフランス革命が急進化し、一七九三年に革命政府がルイ一六世を処刑するに至ったので、英国は対仏大同盟を結成して革命へ干渉する姿勢を鮮明にした。それに対して、合衆国はフランス革命に対して中立の立場をとり、フランスとの貿易を継続しようとした。

この米仏間の貿易を英国が実力で阻んだことから、米英関係が緊張した。マディソンは英国との戦争を主張したが、ワシントンは戦争回避にむけて努力するべく、ジェイを英国へ派遣して、両国関係の改善を図ったのである。この結果、一七九四年に英国に有利でフランスに敵対する内容の条約が締結された⁽²²⁾。同条約はジェイ条約 (Jay's Treaty) の名で知られている。

この条約締結に怒ったマディソンは、ハミルトンやジェイと袂を分かち、ジェファァーソンと結んで共和党 (Republican) を結成し、ハミルトンを中心とする連邦党 (Federalist) と対立するようになる⁽²³⁾。これが、マァーリ対マァーリ事件の根本的な原因となる。

三 エルスワース・コート

一七九五年五月、ジェイは第二代ニューヨーク州知事に選出されたため、同年六月二九日に連邦最高裁判所長官を辞任した。ワシントンは、第二代長官に、陪席判事の一人ラトリッジ (John Rutledge) を合衆国上院が休会中に任命した⁽²⁴⁾。ラトリッジは一七九五年七月一日に着任した。

ところが、休会任命後間もない七月一六日、ラトリッジは、英国との間に結ばれたジェイ条約を「このたわいもない文書に署名するくらいなら大統領は死んだ方がよい。それを採択するよりも戦争を選ぶ²⁵⁾」と述べるなど、明白に共和党寄りよりの言動を示したため、連邦党が多数を占める上院は一七九五年一月一五日にラトリッジに対する指名を拒絶した。その結果、ラトリッジに対する休会指名は上院会期の終了と共に自動的に期限切れとなった。ラトリッジはアメリカ合衆国最高裁判所の歴史の中で唯一人、本人の意に反して職を追われた判事である。

そこでワシントンは第三代長官としてエルスワースを一七九六年四月四日に選任した。彼については問題なく上院の承認が得られた。

そのエルスワース・コートにおける憲法判例がヒルトン事件とホリングワース事件である。特にヒルトン事件は、後々まで繰り返し引用される重要な憲法判例となった。

(二) ヒルトン対合衆国事件²⁶⁾

1 判決の背景

一七九六年に下されたこの判決は、米国連邦最高裁判所による、立法に対する最初の憲法判断として有名である。

事件はバージニア州に住むヒルトン (Daniel Lawrence Hylton) が「乗用馬車に租税を課する法律²⁷⁾」という連邦法に反し、その所有する乗用馬車 (carriage for the conveyance of persons) の台数に応じた租税 (duty) 計一〇〇〇ドルを支払っていないとして、地方検事により起訴され、罰金刑を求められた、というものである。ヒルトンは、貸し馬車屋であつたらしく、レンタル用の二輪馬車 (chariots) を一二五台所有していたため、このような多額となっている。被告は上述の法律は違憲で無効であるとして租税債務の不存在を主張した。

2 判決の内容

合衆国憲法第一条は議会の権限を定めているが、この判決で問題になったのは、そのいくつかの条項の解釈である。

(1) 直接税

ヒルトンは、まず馬車税は、合衆国憲法一条二節三項前半に違反すると主張した。次のような条文である。

「下院議員と直接税は、連邦に加わる各州の人口に比例して各州間に配分される。各州の人口は、年期を定めて労務に服する者²⁸を含み、かつ、納税義務のないインディアンを除いた自由人の総数に、自由人以外のすべての者の数の五分の三を加えたものとする²⁹。」

この条文は、連合の持っていた、租税高権を持たないという根本的な弱点をカバーする狙いで作られたものである。独立戦争のスローガン「代表なければ課税なし (No taxation without representation)」を反映して、下院議員の議席数と課税額が連動するという世界でも誠に珍しい規定である。

その結果、連邦が徴収しうる直接税は、各州の人口に應じなければならない。九節四項は、さらに「人頭税その他の直接税は、この憲法に規定した人口調査または算定にもとづく割合によらなければ、これを賦課してはならない。」と定めて、この点を強調していた³⁰。

人頭税 (poll tax) が、合衆国憲法一条二節三項前半

に言う直接税に該当することは間違いない。しかし、悪税として定評のある人頭税³¹で、連邦財政をまかなうのは妥当ではない。そこで、人頭税以外には何が直接税に該当するかが問題となる。ヒルトンは、馬車税は直接税であり、人口調査に基づいて課税されているわけではないので、違憲だと主張したわけである。

エルスワース長官は、この判決では、この点についてしか意見を書いていない³²。それによると、馬車税は直接税ではない。直接税は人頭税と土地税 (taxes on land) だという。この点は、他の判事の意見でも同じで、その結果、その後に残る重要な判例となった。

初代の合衆国財務長官となったハミルトンは、このように合衆国憲法が直接税に厳しい姿勢を取ったので、必然的に間接税を、その税制の中心にせざるを得なかった。そこで彼が選んだのは、具体的には関税である。他の形態の租税と異なり、関税は連邦の専権事項となっていて州税との競合がないため、諸州との軋轢が無く、かつ少ない経費で徴収が可能であるためである。こうして、一七八九年関税法 (the Tariff Act of 1789) が、米国最

初の税法となる。その後、関税収入は、第一次世界大戦まで米國歳入の中心であり続ける。一九一三年の第一六修正という形の憲法改正により、所得税法の正式導入が可能になって、ようやくその首座をゆずることになる。

この当時の連邦最高裁判所の判決文は、英國の判決の伝統に従い、それぞれの判事が自分の意見を順番に述べ、それがそのまま判決文となっていた。したがって、法廷の意見がどのようなものであったのか判りにくい。適宜、判事の意見を紹介する。

チェイス判事 (Samuel Chase) のこの点に関する意見は興味深い。

「原告は、高等裁判所で、馬車への課税は直接税であつたことを証明するために腐心したが、私は納得していない。私が思うに、それはかなり疑わしい。そして、疑問に過ぎない場合には高等裁判所の判決を維持すべきである。その決定は、連邦議会の判断 (馬車税は直接税ではなく、Duties であると構成した) にしたがっている。私は馬車税は、憲法の文言からする限り直接税ではないと考える方向に傾斜している。」

ここには既に今日の違憲審査に関する自制説 (疑わしきは同位の國家機關の判断に従う) の萌芽が認められるからである。

(2) 間接税

直接税でなければ、何かという事が次に問題となる。憲法的に問題になったのが、同条八節一項の冒頭の次のような規定である。

「連邦議会は、次の権限を有する。合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般の福祉に備えるために、租税、関税、輸入税および消費税を賦課し、徴収する権限。但し、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国全土で均一でなければならぬ³³。」
國家である限り、徴税権を有していることは当たり前のように思う³⁴。しかし、國家の徴税権は國家權力の最も典型的な発動で有り、自由の敵であるから、こうした規定無しには徴税は不可能なのである。

この判決とは関係が無いが、本項に基づく課税権は「合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般の福祉」という目的のためという制約の下にのみ行使しうると読めるといふ問題がある。

この点の解釈は、『ザ・フェデラリスト』の執筆者の間においてすら、意見の対立があった。すなわち、マディソンは、これを文字通り、厳格に理解する、という立場をとった。³⁵これに対し、ハミルトンは、課税・歳出権限は一条八節に書かれている議会の権限に対応して与えられたものであると主張した。³⁶連邦議会は、ハミルトンの説を採用して立法活動を行った。連邦最高裁も、後年、これを明確に支持した。³⁷

この事件で直接に問題となったのは一条八節の「taxes, duties, imposts and excises」という言葉が何を意味するかであった。特に、直接税の概念に関連して、大きな問題だったことは、上述のとおりである。

ここでもチェイス判事の意見を紹介しておく。

「私は、乗用馬車の年次税は、議会に与えられた Duties を課する権限内にあると考える。Duties という用語は「tax」という用語に次いで最も包括的なもので、英国で実例があり（その用例から我々は taxes, duties, imposts, excises, customs などの一般的な着想を得る）印紙税 (taxes on stamps)、通行税 (tolls for passage) 等々を含み、輸入税に限定

されない。

私には、消費 (expence) に対する税は間接税と思える。そして私は、乗用馬車に対する年次税は、その種類のものと考ええる。なぜなら馬車は消費商品であり、それに対する課税は所有者の消費に対する課税になるからである。」

これに対して、他の判事は、定義が明確にできない以上、その言葉の意味を決定することは、連邦議会の権限だと憲法起草者は考えていたはずだとしている。

(二) ホリングワース対ヴァージニア州事件

エルスワース・コートで、今ひとつ、憲法判例といえる判決がある。それは一七九八年のホリングワース対ヴァージニア州事件 (Hollingsworth v. Virginia, 3 U.S. (3 Dall.) 378 (1798)) である。この事件の事実関係については、この判決文に書いてある以外の情報がなく、判決文の中では簡単に触れられているのみであるので、どのような事件かよくわからない。触れられていることから推測すれば、ジョージア州が、不動産 (Estate) に対する保障を行っていたのを、州憲法を改正して廃止し

たため、その改正が無効だと争ったものであるらしい。この事件で関連して問題になったのは、先に紹介したチザム事件判決に対して、合衆国憲法の改正が行われたという点である。

直接に問題になったのは、憲法修正案が、大統領に提出されていないことであった。すなわち、憲法改正も法案であり、そうであれば、「下院および上院を通過したすべての法律案は、法律となるに先立ち、合衆国大統領に送付されなければならない」のに、大統領の署名が行われていない点が問題となった。しかし、同文が大統領に与えている拒否権は、上下両院それぞれの三分の二の多数で議決されれば覆されることができる。

他方、憲法の改正を發議するには上下両院それぞれの三分の二の多数による議決が必要とされる³⁸。したがって、大統領として、憲法改正の發議がなされてしまえば、拒否権を發動する余地がない。したがって、憲法修正が有効に成立するのに、大統領の署名は必要ではない。それと同様に、ジョージア州の場合にも、知事の署名がなくとも憲法修正は有効である。

このような論理により、合衆国憲法の改正に、大統領

の署名は要しない、という憲法判断を確定した点に、この判決の重要性がある。

「おわりに」

ここに紹介したとおり、米国では、違憲立法審査権は、確かにわが国憲法と違って、合衆国憲法レベルの明文の規定は存在していなかったが、決して立法レベルで予定されていないわけではない。そして、事実、連邦最高裁判所ができたばかりで、ほとんど上告事件がなかったジェイ・コートやエルスワース・コートの時点で、すでに憲法事件は提起され、裁判所もそれに正面から向き合って判決を下していたのである。このような流れの中で、マーベリ対マディソン事件は出現したのであって、決してゼロからの出現ではなかったことは、マーシャル・コートの活動を視る上で看過してはならない点と考える。

(1) Stateという言葉は、通例、合衆国憲法の下では州と訳すが、連合規約の下では邦と訳されているので、本稿においてもそれに従って訳語を使い分けている。

(2) 一三邦の承認日時を示すと次のとおりである。

1	一七七八年	二月	五日	サウス・カロライナ
2	一七七八年	二月	六日	ニューヨーク
3	一七七八年	二月	九日	ロード・アイランド
4	一七七八年	二月	二二日	コネチカット
5	一七七八年	二月	二六日	ジョージア
6	一七七八年	三月	四日	ニュー・ハンプシャー
7	一七七八年	三月	五日	ペンシルヴァニア
8	一七七八年	三月	一〇日	マサチューセッツ
9	一七七八年	四月	五日	ノース・カロライナ
10	一七七八年	一月	一九日	ニュー・ジャージー
11	一七七八年	二月	一五日	バージニア
12	一七七九年	二月	一日	デラウエア
13	一七八一年	三月	一日	メリーランド

このように、その批准のために何年も掛かったのは、西部のまだ開拓されていない土地に関する各邦の領有権主張が収まっていなかったからであった。特に、独立宣言の中心的執筆者であり、後に第三代大統領になったジェファアソンが知事を務めるメリーランド州の批准が非常に遅れて最後になったのは、バージニア州とニューヨーク州がオハイオ川渓谷の領有権主張を取り下げらるまでは批准しないとしていたためであった。この点については、別稿で詳しく論じる。

(3) ロン・チャーナウ著『アレキサンダー・ハミルトン伝』上巻二九六頁、日経B P社二〇〇五年刊参照。

(4) 合衆国憲法七条は、次の様に定めている。
「この憲法は、九州の憲法会議の承認があれば、承認した州の間で成立するものとする。」
(5) 各州の批准年月日とその際の憲法制定会議に於ける賛否の票数は次のとおりである。

	賛成	反対		
1	一七八七年二月七日	デラウエア	30	0
2	一七八七年二月二二日	ペンシルベニア	46	23
3	一七八七年二月二八日	ニュージャージー	38	0
4	一七八八年一月二日	ジョージア	26	0
5	一七八八年一月九日	コネチカット	128	40
6	一七八八年二月六日	マサチューセッツ	187	168
7	一七八八年四月二八日	メリーランド	63	11
8	一七八八年五月三日	サウスカロライナ	149	73
9	一七八八年六月二日	ニューハンプシャー	57	47
10	一七八八年六月五日	バージニア	89	79
11	一七八八年七月二六日	ニューヨーク	30	27
12	一七八九年一月二日	ノースカロライナ	194	77
13	一七九〇年五月二九日	ロードアイランド	34	32

ロードアイランド州は全米五〇州中最小の州で、日本だと滋賀県と同程度の面積しかない。同州は、中央集権化に反対し、一七八七年の合衆国憲法制定会議もボイコットした。合衆国成立後も憲法の批准をためらっていたが、連邦から外国と宣告され、他州との交易品に関税

が課せられることの危機感から、他州から非常に遅れてしづしづ批准した。

- (6) 『ザ・フェデラリスト』(The Federalist Papers) は、計八五編の連作論文である。これら論文のうち七七編は、一七八七年一〇月から一七八八年八月まで『The Independent Journal』紙、『The New York Packet』紙、又は『the Daily Advertiser』紙に連続して掲載された。これに他の八編を加えて編集したものが、『ザ・フェデラリスト』と題されて一七八八年に二巻本で J. & A. マクリーンによって刊行された。わが国では一九九八年に福村書店より翻訳・刊行されている。

- (7) 一七八九年司法権法の正式名称は「An Act to establish the Judicial Courts of the United States」で、The United States Judiciary Act は通称である。わが国の裁判所法に相当する立法であるが、わが国にこの法律が紹介される時には「司法権法」の訳語が使用されている例が多いと思われるので、本稿もそれに従っている。

- (8) 直接には、修正五条(大陪審の保障)、二重の危険の禁止、デュープロセス、財産権の保障、修正六条(陪審、迅速な公開裁判、刑事被告人の権利)、修正七条(民事陪審)修正八条(過大な保釈保証金及び残酷な刑罰の禁止)の四箇条である。しかし、修正四条(不合理な搜索、逮捕、押収の禁止)もまた、司法過程と密接な結びつきを有しているため、数えられる。

- (9) マサチューセッツ州の地区割りは、今日のメイン州とマサチューセッツ州に相当する。同様に、バージニア州の地区割りは今日のケンタッキー州と、今日のバージニア州及びウエストバージニア州を合したものに相当する。司法権法の地区割りは、その後における州の分割を先取りしていたのである。

- (10) わが国では、Circuit court は、巡回裁判所と訳する例が多い。しかし、この時期においてはともかく、後年においては固定的な裁判所となり、判事が巡回することはない。また、各州にも同じく Circuit court と呼ばれる裁判所が存在しているが、それらも今日では巡回することはなく、しかも例えばハワイ州のそれはわが国の家庭裁判所に類似した機能を持つ下級裁判所であるなど、審級も含めて実質がまちまちである。そうした紛らわしさを避けるため、本稿では、地裁と最高裁の中間の上訴裁判所を意味する場合には「高等裁判所」と訳した。

- (11) 今日のメイン州とケンタッキー州に相当する司法区では、高等裁判所は設けられず、地方裁判所が高等裁判所機能も果たした。

- (12) 一七八九年司法権法二五条の原文は次のとおりである。

That a final judgment or decree in any suit, in the highest court of law or equity of a State in which a decision in the suit could be had, where is drawn in

question the validity of a treaty or statute of, or an authority exercised under the United States, and the decision is against their validity; or where is drawn in question the validity of a statute of, or an authority exercised under any State, on the ground of their being repugnant to the constitution, treaties or laws of the United States, and the decision is in favour of such their validity, or where is drawn in question the construction of any clause of the constitution, or of a treaty, or statute of, or commission held under the United States, and the decision is against the title, right, privilege or exemption specially set up or claimed by either party, under such clause of the said Constitution, treaty, statute or commission, may be re-examined and reversed or affirmed in the Supreme Court of the United States upon a writ of error, the citation being signed by the chief justice, or judge or chancellor of the court rendering or passing the judgment or decree complained of, or by a justice of the Supreme Court of the United States, in the same manner and under the same regulations, and the writ shall have the same effect, as if the judgment or decree complained of had been rendered or passed in a circuit court, and the proceeding upon the reversal shall also be the same, except that the Supreme Court, instead of remanding the

cause for a final decision as before provided, may at their discretion, if the cause shall have been once remanded before, proceed to a final decision of the same, and award execution. But no other error shall be assigned or regarded as a ground of reversal in any such case as aforesaid, than such as appears on the face of the record, and immediately respects the before mentioned questions of validity or construction of the said constitution, treaties, statutes, commissions, or authorities in dispute.

(13) 合衆国憲法「二条」二項「二文は次の様に規定している。

「大統領は、大使その他の外交使節および領事、最高裁判所の裁判官、ならびに、この憲法にその任命に関して特段の規定のない官吏であつて、法律によつて設置される他のすべての合衆国官吏を指名し、上院の助言と承認を得て、これを任命する。」

(14) この事件の正式の判決は失われてしまつている。その結果、米国最高裁判所判決に関する公式出版物² U.S. 401 という番号には、現在では、OSWALD v. STATE OF NEW YORK - 2 U.S. 401 とつら¹翌一七九一年に判決が下された事件が掲載されている。このように正式な判決文が失われているにも拘わらず事件の詳細が今日判明するのは、この事件が連邦最高裁判所の最初の判決であつたために、当時大きな社会的関心を呼び、新聞に詳細な報道がなされたためである。

- (15) 一エイカー＝4 046.85642 m² すなわち約四ヘクター
ルである。
- (16) その時のロードアイランド州連邦高裁判事はジェイ
連邦最高裁判所長官、クッシング連邦最高裁判所判事及
び地裁判事のマーチャント (Henry Marchant) の三名で
構成されていた。高裁段階におけるウェスト側の敗訴理
由は、記録が残っていないため、不明である。
- (17) Chisholm v. Georgia, 2 U.S. (2 Dall.) 419 (1793)
- (18) 合衆国憲法の邦訳に関しては様々なものが公表され
ているが、米国自身がその翻訳に責任を有しているもの
を採用するのが最も妥当との判断から、本稿においては、
米国在日大使館が、そのホームページ中に掲記している
邦訳を原則として使用している。
[http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-
constitution.html](http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-constitution.html)
- なお、英語そのものの持つ語義の多様性から、上記翻
訳に問題がある場合が現実問題として多々ある。本稿で
は、そうした問題箇所では、例えば注(33)のように、そ
の都度その語義の問題点を指摘する。
- (19) この「Subability」という言葉は、ジェイがこの問題
を議論するために作り出したものであるらしく、次の
様にジェイは述べている。
“Subability” and “subable” are words not in common use,
but they concisely and correctly convey the idea annexed

- to them.
この語については、管見の限りでは先行する翻訳例が
見当たらず、本稿では「訴訟対象性」という訳を当てる
こととした。
- (20) 三条二節一項に「二以上の州の間の争訟」が連邦裁
判所の権限として予定されている。
- (21) デラウェア州が連邦へ批准したことの告知を怠った
ために、国務省が正式に修正が発効を確認したのは
一七九八年になってからであった。
- (22) この条約の内容を簡単に紹介すれば、①ミシシッピ
川を英国に開放する、②英国の敵国(つまりフランス)
の私掠船に対する補給を禁止する、③独立戦争以前の米
国人の英国人に対する負債は支払う、というものである。
- (23) この共和党は、今日の米国の政党である共和党
(Republican Party)とは関係がない。ここに紹介してい
る共和党は一八二〇年に分裂し、ジャクソン (Andrew
Jackson) を中心とするグループが民主共和党
(Democratic-Republican Party) と名乗る政党を結党し、
一八二八年大統領選挙でジャクソンを第七代大統領に押
し上げた。それが一八三〇年に民主党 (Democratic
Party) と改名して今日に至る。これに対し、今日
の共和党は、むしろ連邦党の後裔で、黒人奴隷制反対を
掲げて一八五四年に結成され、リンカーンを第一六代大
統領に押しあげたのである。この現在の共和党とここに

紹介した共和党を区別するため、一七九六年や一八〇〇年の大統領選挙における共和党に關しても、民主共和党という書き方をしている例が米國・わが國ともに多いが、間違いないので、それには従っていない。

(24) これを休会任命 (Recess Appointment) と言う。休会任命は合衆國憲法の第二条第二節により認められている。「大統領は上院の休会中に生じうるすべての空席を、次の会期末を期限として任命により埋める権限を有する」。休会任命された場合には、したがって次の会期末までに上院により承認される必要がある。

(25) 原語は次のとおりである。

“He had rather the President should die than sign that puerile instrument” and that he “preferred war to an adoption of it”

(26) *Hylton v. United States*, 3 U.S. 171 (1796)

(27) 原名は An act laying duties upon carriages for the conveyance of persons (The act of Congress of June 5, 1794) である。同法第一条は次の様に定めていた。

“Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, That there shall be levied, collected and paid, upon all carriages for the conveyance of persons, which shall be kept by or for any person, for his or her own use, or to be let out to hire, or for the

conveying of passengers, the several duties and rates following, to wit: For and upon every coach, the yearly sum of ten dollars; — for and upon every chariot, the yearly sum of eight dollars; — for and upon every phaeton and coachee, six dollars; — for and upon every other four wheel, and every two wheel top carriage, two dollars; — and upon every other two wheel carriage, one dollar. Provided always, That nothing herein contained shall be construed to charge with a duty, any carriage usually and chiefly employed in husbandry, or for the transporting or carrying of goods, wares, merchandise, produce or commodities”

(28) 「自由人以外のすべての者の数の五分の三」とは、奴隷は五分の三と数えるという意味である。すなわち、南部諸州は、連邦における発言権を確保する目的から奴隷も人数に含めるべきだと主張し、北部諸州はこれに反対し、その妥協として決まった。

(29) ここに紹介した文言のうち、第二文として訳されている文章は、その後、第一四修正及び第一六修正により改正されているので、現在では実効性を持たない。

(30) この条項は、第一六修正により、今日では削除されている。

(31) 人頭税とは、その人の経済能力に關係なく、全ての國民一人につき一定額を課す税金である。所得の無い人

にも課税する税という点では消費税と同様であるが、消費税の場合、消費能力に比例して課税額が増えるので、ある程度累進制をもっている。それに対して、人頭税の税額は一律なので、所得の少ない人の負担が最大になる税制であるため、悪税とされる。最近時の例を挙げると、英国でサッチャー首相が一九九〇年に導入したが、国民世論の反発が強く、その年のうちに同首相は辞任に追い込まれ、人頭税そのものも一九九三年には廃止された。

(32) 判決文に脚注があり、エルスワース長官はこの朝執務室に居り、討論をすべて聞いていないので、判決理由の記述を減らしたとある。

(33) この訳は、米国外務省の翻訳を紹介したため、Dutiesという語の訳語が関税と固定されていて、この事件での用語法とは整合していない。そこで、条文の原文を紹介しておく、次のとおりである。

The Congress shall have power to lay and collect taxes, duties, imposts and excises, to pay the debts and provide for the common defense and general welfare of the United States; but all duties, imposts and excises shall be uniform throughout the United States;

(34) 松井茂記『アメリカ憲法入門』〔第四版〕有斐閣二〇〇〇年刊、五〇頁は「この課税権限が問題になることはあまりない」とあっさり述べているのは、さうした観念に基づくものと思われる。しかし、本講で紹介して

いる判例に代表されるように、歴史的に見れば、膨大な量の憲法訴訟がこの条項を巡って起こされている。

(35) マデイスン「第四一篇 連邦政府の権限」『ザ・フェデラリスト』斎藤真・武則 忠見(翻訳) 福村書店一九九八年刊一九八頁以下、特に二〇三頁〜二〇四頁参照。

(36) ハミルトンが『ザ・フェデラリスト』中で、税制に關して述べている箇所は非常に多い。特に、「第三〇篇 課税権」一四一頁以下、「第三一篇 無制限課税権の不可欠性」一四六頁以下、「第三二篇 専属的課税分野と重複的課税分野」一五〇頁以下、「第三三篇 必要にして適當条項と最高法条項」一五三頁以下、「第三四篇 連邦と州の共同課税管轄権」一五六頁以下、「第三五篇 輸入関税に限定した場合の不公平」一六一頁以下、「第三六篇 代表者数と国内税」一六五頁以下、の各篇は集中的に税制について論じている。本文に述べたことは、直接には、「第三三篇 必要にして適當条項と最高法条項」に依拠しているが、ハミルトンの主張は、上記すべての論考を通じて把握される必要がある(示した頁はいずれも注(35)紹介書の該当ページである)。

(37) United States v. Butler, 297 U.S. 1 (1936) ニューディール政策の中心となった法律に農業調整法(Agricultural Adjustment Act of 1933)がある。この訴訟では、同法の特定の条文の合憲性が問題となった。法

は、特定の農産物の価格を、生産量を減らすことで引き上げるといふ狙いから、その作付けや生産を減少させようとする農民に対し補助金を支払い、その原資を得るために、農業製品の加工業に租税を課するというものであった。

連邦最高裁判所は、農民の収穫量を減らすという目的の租税の賦課は、本当の租税ではなく、したがって合衆国憲法によって与えられた連邦政府の権限を逸脱していると判決したのである。

(38) 第五条は次の様に定めている。

連邦議会は、両院の三分の二が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を發議し、または、三分の二の州の立法部が請求するときは、修正を發議するための憲法會議を召集しなければならない。いずれの場合においても、修正は、四分の三の州の立法部または四分の三の州における憲法會議によって承認されたときは、あらゆる意味において、この憲法の一部として効力を有する。いずれの承認方法を採用するかは、連邦議会在が定める。但し、一八〇八年より前に行われるいかなる修正も、第一章第九条一項および四項の規定に変更を加えてはならない。いかなる州も、その同意なしに、上院における平等の投票権を奪われることはない。

